

衛生・防護用品の備蓄及び社会福祉施設等への提供に関する要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等に関連した感染拡大防止のため、施設関係課が所管する社会福祉施設等に対する衛生・防護用品の提供方法を定め、感染拡大防止に向けた取組を徹底することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「衛生・防護用品」、「施設関係課」、「社会福祉施設等」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 「衛生・防護用品」とは、サージカルマスク等の衛生・防護用品をいう。
- (2) 「施設関係課」とは、地域福祉課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課をいう。
- (3) 「社会福祉施設等」とは、県関係課及び市町村が関係法令により所管する福祉事業に携わる事業所等をいう（松江市所管分除く）。

(提供の対象)

第3条 社会福祉施設等に提供する衛生・防護用品は、以下のとおりとする。

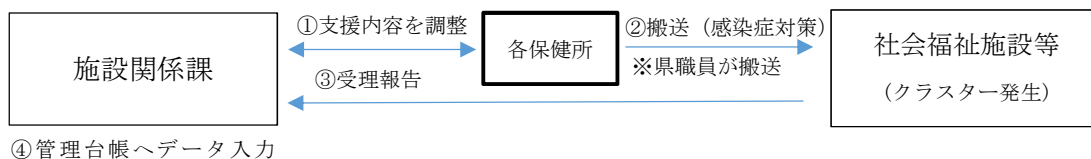
- (1) 国から提供のあった衛生・防護用品
- (2) 県が調達した衛生・防護用品
- (3) 寄贈する者の了解を得て島根県健康福祉部が備蓄した衛生・防護用品

(実施手続)

第4条 提供までの実施手続は、以下の状況に応じて、次のとおりとする。

- (1) 感染拡大時やクラスター発生時など緊急の需要が生じた場合

【手続フロー】



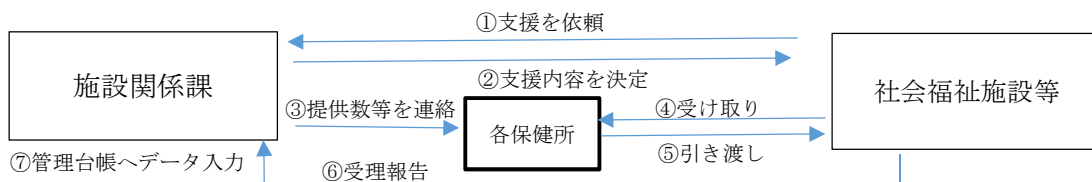
【内容】

- ① 感染拡大時やクラスター発生時など緊急の需要が生じた場合で支援が必要と認められるときは、施設関係課は保健所と調整のうえ、支援内容を決定する。
- ② 保健所又は県庁の職員は、保健所に配置している衛生・防護用品から、支援を行う衛生・防護用品を社会福祉施設等へ直接搬送する。
- ③ 搬送を受けた社会福祉施設等は、受理報告書（様式3号）により、施設関係課に受理報告をメール又はFAXにて送付する。
- ④ 施設関係課は、社会福祉施設等からの報告に基づき、別途定める管理台帳に提供した実績（衛生・防護用品の種類、数量、施設名等）を入力する。

【留意事項】

- ・ 保健所に配置する衛生・防護用品が不足する場合は、健康福祉総務課が調整し、衛生・防護用品を保健所に搬送する。
- (2) その他衛生・防護用品が不足する場合

【手続フロー】



【内容】

- ① 感染症が発生した社会福祉施設等で、利用者支援の継続に必要な衛生・防護用品について、販売業者からの調達や市町村等による供給の見込みがなく、1週間後に在庫が尽きると見込まれる場合は、依頼書（様式1号）を施設関係課へ提出する。
- ② 施設関係課は、提出された依頼書に基づき支援内容を決定し、その内容を社会福祉施設等へ通知する（様式2号）。
- ③ 施設関係課は、支援する衛生・防護用品の種類及び数量を保健所に連絡し、保健所は、保健所に配置している衛生・防護用品から、社会福祉施設等に提供する衛生・防護用品を仕分ける。
- ④ 社会福祉施設等は、②の通知後、管轄する保健所に衛生・防護用品を受け取りに行く。
- ⑤ 保健所は、③で仕分けた衛生・防護用品を社会福祉施設等に引き渡す。
- ⑥ 引き渡しを受けた社会福祉施設等は、受理報告書（様式3号）により、施設関係課に受理報告をメール又はFAXにて送付する。

【留意事項】

- ・ 必要な衛生・防護用品の数量については、利用者及び職員数に7日分を乗じて算定する。（10枚未満切り上げ）。
- ・ 施設関係課は、上記の算定方法に関わらず、在庫状況を確認のうえ、適当と認められる場合は、社会福祉施設等が1週間に最低限必要とされる数量を提供することができる。
- ・ 保健所に配置する衛生・防護用品が不足する場合は、健康福祉総務課及び施設関係課等が調整し、衛生・防護用品を保健所に搬送する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉総務課が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。